

平成 31 年 4 月からの実証運行について

1 実証運行の期間

2019 年 9 月 30 日（月）まで

2 実証運行の内容

(1) 運行形態について

現行と同様で実施します。

(2) 湯河原町福祉タクシー券（※）の利用について

交通不便地域にお住いの障がい児者の交通の利便性の向上を目的に、福祉タクシー利用券で「ゆたぼん号」を利用できるようにします。

○利用方法

- ・予約の際に、福祉タクシー利用券を使用する旨と介助者の有無について伝える。
- ・降車時に身体障害者手帳又は療育手帳を提示の上、福祉タクシー券にて支払いをする。
- ・福祉タクシー利用券 1 枚で、障がい児者本人と介助者 1 人を含む 2 人まで利用可能とする。

○運用開始

平成 31 年 4 月 1 日（月）から

※福祉タクシー利用助成制度

在宅の重度心身障がい児者が町と協定を結んだ会社等のタクシー（福祉タクシー）を利用した際に、その初乗り運賃分を助成するもの。（社会福祉課）

(3) GW期間の臨時運行について

「ゆたぼん号」の運行は、月曜日から金曜日（祝日及び年末年始は運休）としており、平成 31 年 4 月 27 日（土）から 5 月 6 日（月）までの 10 日間が運休となってしまうため、次の通り臨時運行を実施します。

平成 31 年 4 月 30 日（火）～5 月 2 日（木） 3 日間

なお、周知は、町広報誌（4 月号）及び乗降ポイントへの掲示を実施します。